

元禄期における護国寺住持の役割

—快意による桂昌院への取成しを通して—

櫛田良道

一、はじめに

これまで、近世における將軍家祈禱寺について、新義真言宗護持院と天台宗寛永寺を中心に、將軍政治の下で祈禱行為がどのような意味を有し、機能を果たしていたのか、という点について考察を続けてきた。⁽¹⁾ その結果、それぞれの祈禱寺としての機能は、護持院が將軍政治の内部部分に、寛永寺が朝廷を意識した將軍政治の外部部分にあつた位置付けた。⁽²⁾ 寛永寺については、寛永寺住職が兼任した輪王寺において日光東照宮の祭祀を実施することで、江戸幕府の鎮護国家思想の根幹を精神面から支える役割が与えられており、一貫して継続されたものであつたと判断できる。一方、護持院の場合は、近世初期より徳川家康との関係を有し、やがて五代將軍綱吉期に護持院隆光の活躍によつて隆盛を極めたが、それ以降は様々な制約を受けた上で存続を果たさなければならなかつた。しかし、護持院の場合は、そのような時代の浮き沈みを経ながらも、將軍の生活や家族といった將軍家内の人物や出来事を対象とした祈禱を専門的に実施することで、その役割を果たし続けた。このように、江戸幕府の開府から崩壊に至るまでの江戸時代を通

して、将軍家における祈禱寺の存在とは、正式な制度として設定されたわけではなかったが重要な位置にあったことが指摘できる。

先にも触れたが、護持院が規模・寺格ともに急成長を見せるのは、元禄期・五代将軍徳川綱吉の治世下の時である。綱吉・生母桂昌院・住持隆光といった人物が、密接に関係することで伽藍整備や寺領増加を繰り返し、質実ともに巨大寺院へと変貌を遂げた。同時期の護持院を考察する際に、同寺の法会や行事、さらには隆光の行動を史料上で探ってみると、護国寺が同行している事例が散見する。護国寺は、桂昌院の発願を受けて幕府が江戸に建立した寺院であり、桂昌院の祈禱寺として機能を果たし、新義真言宗内における移転寺制度上では護持院に次いで両能化を超える存在となった⁽³⁾。そして、享保期以降、護持院が伽藍を焼失してからは護国寺境内に護持院が移され、住職兼帯・別立が繰り返された。そうした経緯が裏付けているように、両寺院は密接な関係性を有していたことが指摘できる。護国寺の性格や機能の実態については『護国寺史』⁽⁴⁾をはじめとする幾つかの論考によってまとめられており、特に同寺の祈禱寺としての様相については、桂昌院が体調を崩し、逝去するまでの間、全国の諸大名から寄せられる祈禱依頼や、享保期に江戸幕府へ提出した年間行事の書上などから全体像が浮き彫りにされつつある⁽⁵⁾。そうした研究成果は祈禱行為という側面から護国寺を見たという点では一定の評価を下すことはできる。しかし、護国寺の役割について「将軍家祈禱寺」という部分に絞って考えると、護持院に次ぐ将軍家祈禱寺という印象が強く、どうしても護持院の存在感や機能性の陰に隠れてしまっているようにも感じる⁽⁶⁾。そして、隆光と同時期に活躍した護国寺住持快意についても、その職掌や地位といった側面の具体像を見出すことは難しいのが現状である。果たして、快意をはじめとする護国寺の存在価値とは、将軍家の祈禱をするだけの役割だったのだろうか。そこで本稿では、『護国寺日記』に見える、他宗派寺院の出開帳を題材にしながら、護国寺が有していた祈禱行為以外の役割などについて考察を試みたい。

二、護国寺略史と出開帳について

①護国寺略史と三代住持快意について

まず、護国寺の略史について簡単にまとめておきたい。護国寺は、天和元年（一六八二）、徳川綱吉の生母桂昌院の発願を受けて、江戸幕府によって建立された寺院である。その前身は、上野国大聖護国寺（現在群馬県高崎市）に姿を求めることができる。綱吉の館林藩主時代に、大聖護国寺の住持であった亮賢が、兼ねてより桂昌院からの帰依を受けていたと言われている。桂昌院と亮賢との関係性については判然としない点が多く、『徳川実紀』には、

（世に伝ふる所。この亮賢。其上より験者の聞えありければ。御母君懐胎の時より。平産の御祈りなど仰付られ。お誕生の時も御尊容をうかがひ。この君たぐひなき至貴の相ましますよし申ければ。御母君ことの外よるこぼせ給ひ。潜邸の御時より。常に護持にめされける故とぞ聞えし）⁽⁷⁾

とある。これは、同史料中に記述された、護国寺建立を伝える記事の後半に付け加えられている部分である。「世に伝ふる所」としているが、要約すれば、桂昌院が子どもを身籠った際、安産の祈願をしたのが験者の聞こえ名高い亮賢であり、出産後にその子どもを見た亮賢が、類なき高貴な顔立ちであることを伝えると桂昌院が大変喜び、将軍職を継ぐ以前よりも、護持僧として召し抱えていたことに由来する、というものである。このような経緯を背景に、当時館林藩主であった徳川綱吉の将軍就任に合わせて亮賢も江戸へ移転することとなったという。その時に、幕府より土地を与えられ建立されたのが音羽護国寺である。以降、護国寺は住持が亮賢―賢広―快意へと代替わりする中においても、綱吉と桂昌院の参詣は三千回以上に及び、加増が繰り返され、都合千二百石の寺領を誇る寺院となった。そして、元禄五年（一六九二）には、毎月将軍家へ祈禱札を献上することを命ぜられ、桂昌院の護持だけではなく将軍家祈禱寺

としても役割を果たすようになったのである。このような経緯から、護国寺は新たに江戸に建立された寺院であったが、將軍家に関係する寺として護持院と共に巨大化し、元禄年間後半から宝永年間初頭には隆盛を極めた。

さて、三代住持快意についても触れておきたい。快意は、大和国三味田に生まれ、十三歳で長谷寺金蓮院頼意に弟子入りし修行を重ねた。天和元年（一六八一）南都の知足坊清慶から唯識を学び、その翌年に醍醐寺有雅から受法して、貞享三年（二六八六）に長谷寺六坊の梅心院の住持となった。元禄八年（二六九五）春、室生寺の住持兼務を命ぜられ、七月には弥勒寺住持への転任を経て、十一月に護国寺住持に補任されている。⁽⁸⁾これ以降の快意の略歴をまとめると左の通りとなる。⁽⁹⁾

元禄八年（二六九五）十一月 護国寺住持を命ぜられる。

元禄一〇年（二六九七）七月 正僧正に任ぜられる。

元禄一六年（二七〇三）二月 年齒の祝儀として、鳩杖を綱吉より与えられる（隆光・牧野成貞と共に）。

宝永二年（二七〇五）六月 桂昌院葬送の儀に供奉する。

宝永三年（二七〇六）十二月 大僧正に任ぜられる。

宝永四年（二七〇七）二月 護持院住持を命ぜらる。

宝永六年（二七〇九）八月 成満院へ移転する。

正徳三年（二七一三）春 大和へ帰り法喜寺にて隠棲する。

享保九年（二七二四）七月 入寂する。

このように、快意が護国寺住持として在任していたのは元禄八年（二六九五）十一月から宝永四年（二七〇七）二月までの十一年余りだが、その間に大僧正に補任され、やがては護持院へ移転し新義派内で最高の地位に上り詰めた僧侶であることがわかる。護持院入寺後は、隆光に代わって將軍家祈禱寺住職としての権威を有するようになったが、

隆光の隠居、綱吉の逝去、護持院住職の就任を巡る新義派内の諸問題などが発生したため、快意自身も江戸を離れ隠居してしまった。そうした経緯を踏まえると、快意の活躍した期間は護国寺・護持院の住持を務めた十三、四年であったと言える。以上のように、護国寺の成立から発展、三代住持快意代までの様相などを見てみると、同寺は桂昌院の祈禱寺であることを由緒として機能を果たし、同時に住持個人の立身にも大きな影響を与えた寺院であったことがわかる。

② 出開帳について

護国寺の発展は、桂昌院の祈禱寺、さらには將軍家の祈禱寺として幕府からの庇護を受けたものであり、伽藍・境内地・住持任命権に至るまで全ての最終的な権限は幕府が握った。その一方で、護国寺では諸国の寺社が各々の本尊や秘宝を江戸に移設し、参詣者を集う出開帳興行も頻繁に実施された。將軍家の寺であると同時に庶民層に対しても寺地が広く開かれることがあった。

開帳とは、通常は閉ざされている仏像の帳を一定期間に限って開き、信者に公開することで、さらなる結縁などの機会を与えることである。古くは平安時代にも行われていたとするが、近世に入ると全国的に普及し、江戸・京都・大阪などの大都市を中心に、都市以外でも地方の寺社などでも盛んに行われた。開帳の最初の目的は、信者と仏像との結縁で、宗教的、もしくは信仰的な繋がりの需要と供給によって始まったことで、純粹な宗教行事としての性格であったと思われる。しかし、開帳が実施される毎に奉納品や賽銭が増加していったことから、次第に収入興行としての性格を強める結果となった。⁽¹⁰⁾江戸時代中期には、開帳は寺社にとっては重要な収入目的の事業へと変貌していった⁽¹¹⁾。その背景には、江戸幕府の布く宗教政策によって寺社に対する締め付けが行われていたことが理由としてあげられ、幕府は朱印地などの増加の禁止、金品などの寄付の制限などを定めた一方、経年風化、火災、自然災害など

による伽藍の損傷や維持・修復についても金策を講じていたことが指摘されている。⁽¹²⁾ 幕府の財政難と、人口過密による火事の被害の拡大化などの社会現象とが相俟つて、逼迫した状態が続いていた。そのために、十分な援助を与えることもできず、場合によっては寺社の檀家や氏子に負担させることもあったが、そうした民衆レベルでの修復事業には限界があったことは言うまでもない。また、寺院によつては檀家を持たない祈禱寺院などの場合は、自力もしくは幕府からの援助なしには自らの経営を維持することは難しかった。また、幕府側では寺社の格付を通して、援助許可に対する一定の基準を設けていたため、幕府の公金を得られる寺院は限られていた。

これまで、近世における開帳に関する研究は、比留間尚氏、北村行遠氏らによつて進められ、多くの寺院における開帳史料を通して、その全体像が明らかにされている。⁽¹⁴⁾ 特に比留間氏は、開帳に関する情報を一覽表化しており、開帳研究を進める上では一定の基準になつている。⁽¹⁵⁾ そうした先論によれば、江戸における開帳は延べ一一五八回実施されており、⁽¹⁶⁾ 当時の庶民信仰の一端が窺い知れる。開帳を実施する会場となる寺を宿寺といつたが、護国寺を宿寺としたケースは元禄十年(二六九七)を初回とし、明治五年(一八七二)まで、全五二回の開帳が実施されている。⁽¹⁷⁾ その内わけとしては、居開帳(護国寺の本尊・寺宝を開帳すること)が二一回、出開帳(他の寺院が護国寺を宿寺として開帳すること)が三〇回となつており、護国寺は宿寺として利用されることが比較的多い寺院であつたといえる。しかし、享保期以前には、幕府による出開帳制度は完成していなかつた。そのため、出開帳興行を実施するに当たつての一連の流れは、各史料上でも安定していないと言えるだろう。興行を実施した寺院、宿寺となつた寺院それぞれに、同一の動きを記録した史料が残されていれば、さらなる研究の深化も期待できよう。

三、『護国寺日記』に見られる清涼寺出開帳

護国寺に遺されている『護国寺日記』には、当時の役者が綴つた寺務内容から同寺の様相を窺い知ることができ。元禄期についても、桂昌院をはじめとする将軍家に関わることや、寺院内部の事情、宗内外における周辺寺院との遣り取りなど、さまざまな事例と共に出開帳に関する記述も散見する。本節では、護国寺を宿寺として実施された出開帳の内容から護国寺の役割を探つてみたい。

元禄十三年(一七〇〇)、京都嵯峨清涼寺の釈迦如来の出開帳が護国寺で実施された。清涼寺は、京都嵯峨釈迦堂に所在する浄土宗寺院で、通称嵯峨釈迦堂とも言われ、平安中期の東大寺僧齋然が請来した栴檀釈迦像を安置している。この釈迦像は、三国伝来の霊像であると同時に、「生身の如来」として信仰の機運が高まり、同像から靈験を受けようとする多数の参詣者で賑わつたという。また、浄土教の普及とともに、清涼寺は嵯峨地域の遁世僧らの念仏の拠点ともなつており、鎌倉・室町時代に数度火災に遭つたが、念仏者の勧進によつて復興している。⁽¹⁸⁾ また、古来から真言・念仏の両宗派が混同する寺院であつたが、慶長年間には家康の仕置状によつて真言系僧侶が排除され、以降、念仏系僧侶が支配権を有した寺院である。⁽¹⁹⁾ 清涼寺における出開帳は、江戸期に一〇回実施され、庶民の間でも人気を博したが、その初回が元禄十三年度で、寛永十四年(一六三七)に焼失した釈迦堂再建を目的としていたという。⁽²⁰⁾ この時の出開帳の様子について『武江年表』には次のように記されている。

護国寺にて城州嵯峨清涼寺釈迦如来開帳(四月二十七日下向ありし由なれば、五月より開帳始まりしなるべし。日数は八十日の間也。此の本尊江戸始めての開帳にして、貴賤群集夥しかりしとぞ)。

⁽²¹⁾と、当時の出開帳が繁盛したということを伝えている。このことに関して『護国寺日記』五月十三日条には、

一、今晩星供結願仕候、暮過二阿部部飛驒守殿方御手紙参候、普門院罷出候事、夜四時程二飛驒守殿御逢候而、嵯峨開帳之義、當院二而可仕旨、口上書を以委細被仰渡候事、九ツ時罷帰、其夜僧止へ申上候事、

とある。⁽²²⁾ 寺社奉行阿部正喬からの手紙を受けて、護国寺役者普門院が訪ねたところ、嵯峨清涼寺の出開帳を護国寺で

実施する旨を伝えられ、帰寺した後、住持快意へ報告していることがわかる。この内容から、護国寺を宿寺とするところが社奉行から正式に通達されたことが指摘できる。開帳の開催に際して、宿寺側ではさまざまな準備を行わなければならないことを加味すると、この時点までの間に、寺院側と幕府側の双方で情報の遣り取りがあったことが推測できる。しかし、さまざまな状況から、その決定はすぐには下されなかった、というのが事実なのではないだろうか。この実施令が通達された翌日十四日には、清涼寺の使僧として役者多宝院が開帳の会場となることに対する挨拶をしており、さらに、幕府からは三之丸賄頭である向坂正勝と森川好生から護国寺両役者宛てに、開帳の賄い²³のとして米や薪が届けられている。続く十五日、社奉行は再び役僧に出頭を命じているが、それを示すのが次の史料となる。

一、普門院七半時与飛驒守殿へ罷出候、

被仰候者、嵯峨之本尊川崎二守置候、尤昨日ハ清涼寺ニ急々引越候義成かたく候ハ、其元勝手次第第二可仕由申渡候へ共、大事之本尊二候間、万一異變之事も有之候半も難計候間、早々明日二も引越申様ニ、飛驒守殿被思召候、其元様子いかと用人衆被尋候故、普門院申候ハ、護国寺義ハ何時成共被仰付次第第二候由申上候二付、同時ニ清涼寺之多宝院をも被召候而、左候ハ、片時もはやく引越可成由被仰付候二付、明十六日ニ本尊當院へ御到着之筈ニ被仰渡、其通ニ御受申上候事、(後略)

とあり、京都を出発した清涼寺が一旦、川崎に留まっていたことがわかる。それは急ぐ必要がないと判断した社社奉行からの「勝手次第」との申し渡しによるものだったが、大切な本尊に万が一事故などがあってはならないため、早急に江戸へ到着するように言い渡されている。このような状況に、護国寺側の準備は整っているか確認され、受け入れ体制が万全であることを返答している。同日中に清涼寺役者多宝院が一団より先に護国寺へ到着し、挨拶を済ませ、十六日には釈迦如来と供に百五、六〇人の関係者が到着している²⁵。到着から約二週間の内に本尊を安置して拝覧させる小屋の建設、門前通りの整備などの準備を整え、五月二十九日に開帳が開始し、先にも触れたような盛況を

博した。通常、開帳の期間は六十日と定められているが、いよいよ閉帳が迫った七月二十六日には次のような願が出されている。

一、開帳来月中迄相延申願候儀ニ付、清涼寺御同道被成□□三御丸へ御上り被成□□、(中略)

一、暮相、清涼寺役者被参候而、今日開帳来月中迄相延申度由□□□□出羽守様へ願書持参候処、出羽守様方社御奉行所へ被仰遣候而、寺社御奉行所より可被仰渡候由被仰付候由、

とある会期延長の願である。特にこの前日条には「今日開帳参詣者別而夥敷候而、御客も繁御座候事²⁷」と伝えられるほどの盛況ぶりが伝えられている。こうした参詣者数の増加に後押しされ、会期延長を願い出たのであろう。この願出の内容と共に、護国寺快意も清涼寺に同行し、桂昌院の居所である三之丸へ赴いていることがわかる。同日夕方、清涼寺が柳澤吉保へ直接持参した延長願が寺社奉行へ回され、最終的な結果は寺社奉行から清涼寺へ伝えられるという流れが記されている。この結果は次の史料に記されている。

廿八日、晴天(中略)

一、阿部飛驒守様方只今役者被遣候様に申来、歓喜院罷出候処、清涼寺日□□被仰渡□□、開帳當月廿九日迄二候処、願之通増解答被仰付候由、護国寺へも此旨可申候由被仰渡候、

とあり、護国寺役者歓喜院が寺社奉行に呼ばれ、一カ月の期間延長を伝えられていることがわかる。業務上、興行主である清涼寺と宿寺である護国寺の双方へ伝達が下されるのは当然であろう。しかし、この結果を得るまでの僅かな間に、先に示した史料に見られるような快意による桂昌院への取成しがあったことは知られていない。さらに、この交渉の先には側用人柳澤吉保の仲介を得た上で、寺社奉行へ案件を回すことにより、要求の実現を確実化させていることが指摘できる。当時の幕府と寺社の関係を踏まえて考えると、この事例に見られるような、寺院側が直接、桂昌院などの將軍家内の人物と接触して交渉を行うことは基本的には在り得ないことであった。たとえ開帳の宿寺の住

職であっても、原則、幕府との交渉は行政機関である寺社奉行を通じて行わなければならなかった。しかし、清涼寺の出開帳に関する内容からは、快意には桂昌院へ直接面会することが許されていたということがわかる。このような交渉方法は、将軍家との特別な関係性を持たない寺院にとっては困難な案件であり、快意の行動に見られる役割について指摘した論考はほとんどない。²⁹⁾ こうした点が、護国寺と住持快意に与えられた、将軍家祈禱寺住職の特権ともいえる部分であることが指摘できる。

四、その他の出開帳と快意の取成し

快意が清涼寺と桂昌院との取成しをすることで、出開帳の会期延長は実現したが、こうした取成しは、この時に限ったもののだろうか。清涼寺の出開帳開催と同時期に、京都真如堂の出開帳も行われているので、その事例についても考察したい。真如堂は京都市左京区に所在する天台宗寺院である。正式には真勝極楽寺とも称し、正暦三年(九九二)一条天皇の勅願により戒算が開基したと伝える。本尊阿弥陀如来像は比叡山常行堂の円仁作阿弥陀如来像を移したものとされるが、応仁の乱の戦火に遭うなどして寺地の移転を繰り返し、寛文元年(一六六一)と元禄五年(一六九二)の火災により、元禄六年に東山天皇の勅願によって現在の地に復帰したことが知られている。³⁰⁾ 真如堂の出開帳も護国寺を宿寺として実施されたが、宿寺が決定する前の状況を伝える史料として次のものが挙げられる。

一、真如堂法仙房被參被申置候、開帳之儀願之通相叶候二付、御當地ニ而開帳仕度奉存候由、(後略)
とあり、³¹⁾ 真如堂法仙が護国寺を訪れ、自分たちの希望通りに開帳実施の許可が下りたこと、さらに護国寺を会場としたい旨を伝えていることがわかる。続けて、およそ一週間後の十二月十六日には、

(前略) 一、本庄安藝守様方御使者ニ而、真如堂開帳當院ニ而仕候様ニと、三御丸へ願申上候間、弥其通被成給候

様ニと被仰越候、御逢□□□、御返事被仰遣候、(後略)

と記されており、³²⁾ 本庄資俊より真如堂出開帳を護国寺で実施したい旨を本庄の伯母でもある桂昌院へ出願したので、きつとその通りになるであろうと予測していることがわかる。この出願に対する桂昌院や寺社奉行からの返答を伝える記述は確認できないが、翌月廿八日状には次のように記されている。

一、今日、永井伊賀守殿へ普門院罷出候、右之趣ハ舊冬極月廿八日ニ、御月番故伊賀守殿へ罷出、真如堂開帳場所於當院為致候様ニと、三御丸様方被仰付候、右之御断ニ普門院舊冬罷越候處、至今日真如堂へ、寺社方方開帳之場所、當院ニ而仕候義被仰渡候義無之ニ付、伊賀守殿御役人衆迄舊冬御断申進候義、伊賀守殿へ被仰上候哉、三御丸御年寄中右之御断寺社御奉行へ申候哉と、護国寺へ御尋ねニ付、成程舊冬伊賀守殿へ申進候由被申候二付、いよく為念承度存、役人衆迄右之間合ニ罷出候處、成程伊賀守殿へ為申間候由役人衆被申候也、

とある。³³⁾ 長い文章なので要約すると、真如堂には、護国寺が宿寺に決定したという旨が正式に伝えられていなかったようだが、役人らに直接確認したところ、役人までは伝えられていたので問題なさそうだ、という解釈になる。このことから、宿寺が護国寺に決定したことは確かであり、実際に出開帳は護国寺で実施されている。真如堂の希望は実現したが、これは純粋に本庄資俊の個人的な信仰心や願いによって、桂昌院へ依頼したものののだろうか。³⁴⁾ そこで、前掲した本庄資俊が桂昌院へ出願した元禄十二年十二月よりも遡る同年九月廿日条を見ると、

(前略) 一、今日、本庄安藝守様御家督之祝儀振舞、三汁七菜之御料理、御相伴、

本庄日向守様 同兵庫様

六角主殿様 小田切土佐守様

佐野三左衛門様 木下清兵衛様

岡登伝兵衛様 船越三郎四郎様
向坂治部右衛門様 矢野三右工門
真如堂法仙房 已上御相伴衆、

夜之四ツ時過二後段出ル、安キ守様・日向守様ハ温飴御望被成、外ハ何茂そは切・御湯漬、
とある。⁽³⁵⁾ 本庄資俊は父宗資の遺領を元禄十二年閏九月二日に相続しているが、その一周忌が過ぎたのを見計らい、護
国寺が祝儀の席を設けたものと思われる。その出席者欄に真如堂の名前が記載されていることから、護国寺はこの席
を介して真如堂と本庄資俊とを対面させ、取成しを図ったのではないだろうか。言わば、このようなお膳立てを受けて、
本庄が桂昌院に直接真如堂の件について直接頼み込んだものと考えられる。そう考えると、後日、真如堂が護国寺へ
訪れた理由も、これまでの経緯を鑑みながら報告してきたものであると判断できる。この本庄資俊の祝儀の席に真如
堂を同席させたことが、実際に取成しを目的としていたかについて確証は持てない。しかし『護国寺日記』には取成
しを具体的に示す事例も記載されているので幾つか紹介したい。

宝永元年（一七〇四）六月十七日、前年に開帳を行った平泉中尊寺が桂昌院の本尊拝覧を願ひ、護国寺に来寺した。⁽³⁷⁾
その一週間後の六月二十四日には、

一、奥州平泉金色院開帳仕候二付、一位様へ本尊物入後上覧度願候二付御窺、弥上覧可被遊候旨被仰出候、依之、
今日右之通旨申遣候、
とあり、⁽³⁸⁾ 護国寺が桂昌院へ伺いを立て、許可を得ていることがわかる。そして実際、七月三日に中尊寺は本尊を携え
て三之丸へ上り、桂昌院の拝覧を得ている。⁽³⁹⁾ さらに、七月五日条には次のようなことが記されている。
一、金色院方へ用事二付、今日中被參候様手紙二而申遣、
一、七ツ時、金色院入来、

右者、一位様方昨日金子五十両、六地藏御修復料として被下之、僧正へ相渡候様二被仰下、仍之、今日呼寄
御渡被仰越候、

この史料によると、桂昌院から、中尊寺六地藏の修理料金五十両が快意を介して渡されていることがわかる。した
がつて、中尊寺が六月に護国寺を訪れたのは、快意の取成しによつて六地藏の修理料を桂昌院へ願うことを目的とし
ていたということがわかる。これ以外にも元禄十四年には南都南井院が寺号改称の願ひに、⁽⁴¹⁾ 宝永元年には京都下賀茂
社が神宝覆のための寄進を願ひ、⁽⁴²⁾ それぞれ桂昌院への取成しを護国寺へ依頼してきている。ここまでに挙げた事例は
他宗派に関わる内容だが、新義派内においても取成しは行われている。次の史料には、

一、成田新勝寺入来、昨日首尾能閉帳仕候二付、右之為祝義、
白銀三枚参持、

御逢被成候、兼而当小池坊亮貞弥勒寺之節、被為願置候二付、当弥勒寺方今日手紙被相添候而、一位様御
拜見之事、先達而僧正被仰上候由、来月初御拜見可有由、新勝寺へ今日被仰渡候事、

とあり、⁽⁴³⁾ 新義派の成田山新勝寺の不動尊を桂昌院が拝覧する約束を快意が取成していることがわかる。『護国寺日記』
はこの翌月七月朔日から十日までの記事が欠けているため確認できないが、『隆光僧正日記』には次のような記述を確
認することができる。

一四日、三之丸へ成田新勝寺之不動尊・上州新田明王寺之不動尊令持参、右両寺今度於御当地開帳ス、成田ハ
殊之外繁昌、又新田ハ以之外不繁昌也、成田ハ護国寺取持、新田ハ愚納取持、依之両人共、一位様御拜之節、
段子壹卷・しゅちん一卷・金入一卷・金子十両つゝ被献之、両寺へハ晒三疋つゝ、伴僧へも拝領物有之、扱又、
新田以之外不繁昌之旨御聞被遊、金子卅両愚納へ御渡被成、御寄附被遊、則木村宗竹へ相渡、明王寺へ相達、
(後略)

とあり、七月四日に新勝寺と上州新田明王寺が不動尊を持参し、桂昌院の拝覧を得たことが確認できる。さらに、「成田ハ護国寺取持、新田ハ愚衲取持」と新勝寺は快意が、明王寺は隆光がそれぞれ取成したことも記されている。隆光の取成しについては既に別稿で指摘したが、こうした事例から護国寺住持である快意にも宗内外の諸寺社から桂昌院への取成しを行う役割があつたことが指摘できる。

五、取成し依頼の目的

これまで挙げた幾つかの事例から、護国寺住持としての快意の有する権限は見えてきた。しかし、取成しを要求する寺院側の本来の目的とは、どういったものなのだろうか。前節で挙げた清涼寺や真如堂の本当の目的は、単に護国寺で出開帳を実施するというだけだったのだろうか。その疑問に対する答えは、右に挙げた金色堂や新勝寺の事例から窺い知ることが可能である。両寺院とも護国寺の取成しを得て、桂昌院の本尊拝覧の機会を得ることに成功し、下賜物を拝領している。この時、拝領した物は晒三巻程度だったが、繁昌しなかつた明王寺に対しては金三十両が下されていることがわかる。新勝寺の場合には、出開帳が成功したため、それ以上の下賜物を与える必要がないと判断されたのかも知れない。一方の明王寺は、出開帳が失敗に終わったことからその補填ともいえる金が与えられた。こうした拝領物は、桂昌院が直々に拝覧をしなければ得られない物であり、そのためには何らかの行動を起こさなくてはならないだろう。つまり、護持院や護国寺といった將軍家に直接取成しのできる寺院を介さなければ、実現できないことであると考えられる。

前節で触れた清涼寺の事例を再び取り上げて考察すると、会期延長中の元禄十三年九月十日、本尊釈迦如来は江戸城中へ迎え入れられた。その時の様子について『徳川実紀』では次のように記述している。

十日 桂昌院殿の仰とて。嵯峨清涼寺の釋迦像を。さきより護国寺にて衆人に拝せしめられしが。けふ其像を二丸にむかへられて御拝あり。寺寶どもかずく御覧に備ふ。御臺所もわたらせ給ひ拝させ給ふ。本尊に御所より銀千枚。御臺所のうへより百枚進薦せられ。又うへより清涼寺堯鎮に縮緬十卷。檜重一組たまひ。護国寺僧正快意に時服三賜ふ。(後略)

とあり、綱吉と正室鷹司信子の拝覧を得て、さまざまな金品を拝領していることがわかる。そして、十一日には綱吉側室於伝の方、十二日には徳川綱教と鶴姫(綱教室・綱吉長女)、十三日には八重姫(綱吉養女)らの下へ釈迦如来はそれぞれ迎え入れられ、拝覧を得て金品を拝領している。このように、將軍家の人物から本尊拝覧の機会を得ると、寺院側には出開帳場現地で得られる収入とは別に、比較的まとまった金額の収入があつたことが指摘できる。また、塚本氏によれば、この出開帳の収益により清涼寺は再建に必要としていた金額を得ることに成功したという。寺院側としても、少しでも会期を延ばして集客し、同時に多くの権力者から寄進を募ることを希望する現実的な考えがあつたと思われる。また、別の史料には次のような記述がある。

一、桂昌院様御存生之内、取次被成候出家中へ被遣候金子御用御屋敷二而、五人之御用人口歡喜院手形仕候而、請取罷帰候、

一、金三百両、福壽院館林

一、金百両、惣徳院同所

一、金貳百両、国分寺泉州

一、金貳百両、金剛院西大寺

とある。⁽⁴⁸⁾これは、桂昌院が逝去(宝永二年六月二十二日)した後の記事であるが、桂昌院が生前に快意が取成した諸寺院へ金子を寄進していることを伝えるものである。ここに見える諸寺院への取成しが実際どのような内容であったかは不明だが、史料上にあるように快意が取成した結果、右のような金額が与えられたということがわかる。

以上見てきたように、諸宗寺院にとって、快意に求めた桂昌院への取成しは、自らに対する寄進や収入を期待してのことであろう。それは、桂昌院の宗教への信仰心を逆手に取った寺院側の交渉手段の一つであり、交渉役として最も高い成功率を有していたのが快意(護国寺)だったのではないだろうか。

六、おわりに

本論では、元禄期に於いて実施された出開帳を題材として、將軍家祈禱寺の一つであった護国寺と住持快意の有する役割について考察した。護国寺に遺された日鑑に記載されている内容を中心に、住持快意をはじめとする護国寺側の動向に着目し、特に嵯峨清涼寺と京都真如堂の事例を見てみると、宿寺であるからこそ知り得る情報も多く記載されていたことが指摘できる。これまで、出開帳の目的は寺院における伽藍整備などを理由とした資金集めであったとされてきた。実際に、江戸の都市部まで本尊や秘宝が運び込まれ展示されれば、多くの集客を期待できたであろうし、結果としても、相応の収益を得ているケースも多い。しかしその反面、思うように集客に繋がらず、赤字を計上してしまった寺院の存在も指摘されているのも事実である。先論では、そうした興行上の収益面だけで、出開帳の成功・失敗を判断するに留まっているように思える。しかし、清涼寺の事例に見られるように、出開帳の会期延長中では、会場に本尊を安置し続けただけではなく、本尊そのものを別空間へ移動させて特権階級者(ここでは將軍・將軍家族など)

が個人的に拝覧することも行われていた。先行研究でも、この動向について指摘がされているが、その本意は、古の時代より信仰を集めた釈迦如来を拝覧することで得られる利益を將軍家の人々も求めたことに起因するかのようになっている。それは、桂昌院の仏教や神道への帰依の姿勢を考慮すれば当然かもしれない。しかし、寺院側にも、伽藍再建などの明確な目的があったことも確かである。その証拠として、清涼寺は何も行動せず、言わば手放しの状態で、桂昌院や將軍家の人々の直接拝覧を実現させたわけではなく、快意という取成し役が存在したからこそ実現し得たということも史料上から確認できた。つまり、寺院側が目標とする出開帳の終着点は、將軍家の人々の拝覧を得て、その代償となる寄進を入手することにあつたと言える。庶民層の信仰によって寺院経営が支えられているのは事実だが、為政者や領主と言った支配者層の拝覧を得てこそ、新たな価値が付加されたのではないだろうか。將軍や桂昌院、幕臣らが、独占的な立場で、仏像や秘宝を拝覧した場合に下賜する金品の価値は、庶民層からの寄進内容を遙に上回ったことは想像に難くない。さらに、為政者などの特権階級者が拝覧・参詣したことは、紛れもない事実として後世に遺せることが可能である。そうした事実を仏像や寺宝に新たな付加価値として載せることで、在地に戻っても、それを理由に自らの寺院の格式を維持したり、上昇させるための一材料となり得るのではないだろうか。加えて、将来的に伽藍の修復などの事業の必要性が生じ、幕府へ出願する際、過去に遡り將軍家との関係性を強調することも可能となろう。そう考えると、將軍家内の人物らが拝覧した事実、寺院にとって有利な出来事であり、後に大きな意味を持つものであると言える。そのために、出開帳興行において、為政者らの領主階級の人々と仏像の直接的な関係性を構築することは最終的な目標にもなり得たものだったのではないだろうか。

そうしたことを併せて、元禄期の護国寺の位置づけを考えてみると、將軍家祈禱寺であつたことは事実であるが、もう一つの役割を窺い知ることができる。それは、開帳などを通して、住持快意が興行主の寺院と三之丸へ登城していることである。各宗寺院は護国寺を「桂昌院の寺」として認識していたことから、同寺を経由して交渉のハードル

を下げようと画策したのではないだろうか。手続きなどについては、寺社奉行をはじめとする表向の機関を経由することは絶対だったが、桂昌院との直接的な繋がりを利用することで交渉を円滑に運ばせることが目的であったと思われる。つまり、護国寺に求められたものは奥向の交渉ルートであり、その権限を握っていたのは住持快意であったと言える。これまで管見する限り、隆光や護持院側の史料の記述からは護国寺の行動に主体性のようなものは見出せなかった。そこに描かれる護国寺の行動そのものには意思を伴わず、隆光からの指示を受け服従するような姿勢すら窺える。それは、將軍家祈禱寺としての寺格、移転寺制度などを考慮すれば、当然のことであろう。しかし、今回の考察結果からは、護持院が護国寺に対して介入している場面は見当たらず、住持快意の意思決定によって起こされた行動が存在していることがわかる。そして、その対象となるもの全てが、桂昌院との折衝・取成しを目的としていることが明確となった。これらのことを加味すると、護国寺住持の役割とは、やはり桂昌院の寺の住職であることから発生する両者間の関係性、そして必然的に得られる直接意思を進言できるという特別な権利であったのではないだろうか。

本来、護国寺はそのような交渉事のために取成しを行う機能は持たされていなかった。祈禱寺に課せられた本来の機能は、初代亮賢と桂昌院の関係が築かれた創建当時に見られたような、祈禱行為を請け負う僧侶としての聖的な立場である。しかし、桂昌院の祈願寺であるという由緒は、周囲の寺院が有する護国寺への価値観にも変化を与え始め、やがては寺や住持らの意志とは別に、取成しなどの役割を生じさせるに至ったのではないだろうか（もちろん、社会情勢を受けて寺院自体も権力を有し、台頭していったことを考えれば、そうした役割を能動的に身に付けていったとも言えるが）。その結果、快意は僧侶としての聖的な部分を有する一方で、世俗的な部分をも有していたと位置付けることができる。これは、同時代で見れば護持院隆光が有した將軍と護持僧としての関係性に類似している。隆光の場合も將軍・幕府と諸宗寺院との取成しを頻繁に行ったが、一貫していたのは、あくまで寺社奉行を介して將軍へ自分達の希望を願い単に行える関係性が存在したことを意味しているのではないだろうか。

実際、桂昌院が逝去した宝永二年六月以降、護国寺へ將軍家との取成しを求めるような案件は寄せられなくなる。それは、護国寺の背後に君臨する將軍の生母桂昌院の姿を、諸宗寺院は確実に意識していた、ということを意味している。即ち、護国寺に与えられた一つの特権は外護者である桂昌院を亡くしたと同時に失われたとも言える。さらに、宝永六年に綱吉が逝去して以降は、綱吉政権によって独断的に付加された護持院・護国寺への厚遇とも言える対応策はほとんど取り上げられてしまう。それは、両寺院へ対する抑圧ではなく、旧体制時における將軍家祈禱寺としての在り方へ修正されると解釈する方が正しいだろう。そう考えると、今回考察した元禄期における護国寺住持が有する役割とは、一過性に過ぎない内容かも知れない。しかし、護国寺史を考察する際、一時的とは言え、住持と政治権力が接近し、聖的な性格以外にも世俗的な役割を有したことを理解する必要があると考えられる。

註

- (1) 拙稿「近世における將軍家祈禱寺―護持院と寛永寺の職掌に関する一考察―」（『密教学研究』四二号、二〇一〇）、「護持院と覺樹王院―近世後期における將軍家祈禱寺をめぐる―」（『鴨台史学』一〇号、二〇一〇）、「御触にみる將軍家祈禱

- ―近世後期を中心に― (『密教学研究』四四号、二〇二二)、「享保期以降の護持院における將軍家祈禱―護国寺所蔵「御祈禱標目」を素材として―」(『大正大学大学院研究論集』三〇号、二〇〇六)、「近世後期における將軍家祈禱寺―護持院の山内機構を中心に―」(『大正大学大学院研究論集』三四号、二〇一〇)、「高野山金剛三昧院所蔵「隆光口上覚書案」について」(『小此木輝之先生古稀記念論文集 歴史と文化』二〇一六) など。
- (2) 拙稿前掲註(1)「近世における將軍家祈禱寺―護持院と寛永寺の職掌に関する一考察―」(二〇一〇)。
- (3) 元禄・宝永期には、護持院―護国寺―両能化となっているが、享保期に、それまでの両能化を頂点とする位置付けに戻された。
- (4) 護国寺史編纂委員会編纂『護国寺史』(護国寺、一九八八)。
- (5) 右同書、七八〜九一頁。
- (6) 例えば、毎年年末に江戸城中の煤払いの祈禱を護持院が実施しているが、『隆光僧正日記』(『史料纂集』宝永元年十二月十八日条には「西之丸へ呉服加持二參、護国寺・根生院同道也」といった記述があり、護国寺と根生院を同行させていることがわかる。一方、『護国寺日記』の同日条には、
- 一、今朝、護持院方御手紙を以、明十八日西之丸御煤納、九ツ時方同道二而可罷上候間、四ツ半時、護持院迄御出候様
二と被仰越候、即根生院へも右之旨被仰通候様二と被仰越候、依之、根生院へも右御手紙被遣候事、
とあり、『隆光僧正日記』よりも『護国寺日記』の方が具体的に記されていることがわかる。この内容から、護持院からの伝達は命令に近い状態であったと捉えることができ、両者間には主従関係のような繋がりがあることが指摘できる。
- (7) 『徳川実紀』第五篇(『改訂増補国史大系』吉川弘文館) 天和元年二月七日条。
- (8) 「大僧正快意年譜」『豊山全書』(豊山全書刊行会、一九三七)
- (9) 真言宗豊山派宗務所編『改訂増補豊山年表』(真言宗豊山派宗務所、一九八四)、前掲註(4)『護国寺史』、「大僧正快意年譜」『豊山全書』(豊山全書刊行会、一九三七) 参照。
- (10) 基本的には信仰として考えられているが、石山寺が江戸期に行った開帳の初回は、参詣者を集めるためではなく、徳川の戦勝祈願のためであるという。高埜利彦「近世石山寺の開帳」(大野瑞男編『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、二〇〇二) 二〇二頁。

- (11) 比留間尚『江戸の開帳』(吉川弘文館、一九八〇) 二三頁。
- (12) 右同書、二四頁。
- (13) 澤博勝「近世の葬祭と寺院―社会集団論の視点から―」(高野利彦・安田次郎編『新体系日本史』十五、山川出版、二〇二二) 二二九頁。元禄期には既に幕府の財政難は顕著になりつつあったことが指摘されている。
- (14) 比留間尚「江戸の開帳」『江戸開帳年表』西山松之助編『江戸町人の研究』第二卷(吉川弘文館、一九七三)
- (15) 右同書、「開帳年表」参照。
- (16) 比留間氏が述べられているように、開帳について史料は乏しい状況にある(前掲註(14)、四七二頁)。そのため分析の大半は『開帳差免帳』と『江武年表』を典拠としている。『開帳差免帳』は幕府が享保十八年(一七三三)から明治元年(一八六八)までに実施された寺社の開帳願を整理したもので、延べ二五八件の事例が納められている。『江武年表』は江戸神田雉子町の名主齊藤月岑が江戸市中に伝わる事跡や遺聞について年次を追う形式で綴った随筆で、天正十八年(一五九〇)から明治六年(一八七三)までの二八四年間に亘る内容が納められている。特に開帳に関する記事は承応三年(一六五四)から明治に至るまで収録されており、その延べ数は一〇〇件である。比留間氏は、『開帳差免帳』を基本にしなが、同史料に欠けている箇所については『江武年表』から補填する形で、一覽をまとめている。さらに『開帳願差免帳留』という史料の存在も指摘することができる。『開帳願差免帳留』は元禄十四年(一七〇一)から宝永二年(一七〇五)までの幕府に提出された開帳願を控えた記録である。これら三つの史料を併せることで、出開帳の様相は、元禄期にまで遡ることも一応可能となる。
- (17) 護国寺史編纂委員会前掲註4所収「護国寺開帳年表」(一七二〜一七六頁) 参照。
- (18) 『国史大辞典』第八卷(吉川弘文館、一九八七) 二七一頁、「清涼寺」の項参照。
- (19) 塚本俊孝「嵯峨釈迦仏の江戸開帳について」(『仏教文化研究』六・七号、一九六五) 五七頁参照。
- (20) 海原亮「嵯峨清涼寺釈尊の江戸出開帳と住友」(『住友史料館報』三六号、二〇〇五) 三五頁参照。
- (21) 金子光晴校訂『武江年表』上巻(『東洋文庫』一二六、平凡社、一九六八) 一〇〇頁参照。
- (22) 坂本正仁校訂『護国寺日記』第一卷、元禄十三年五月十三日条(『史料纂集』八木書店、二〇一四)。なお、本稿では『護

- (23) 『護国寺日記』第一巻〜第四巻(八木書店、二〇一四〜二〇一八)を使用するが、以降、『護国寺日記』に省略表記する。
- (24) 『護国寺日記』元禄十三年五月十四日条。
- (25) 『護国寺日記』元禄十三年五月十五日条。
- (26) 『護国寺日記』元禄十三年五月十六日条。
- (27) 『護国寺日記』元禄十三年五月廿六日条。
- (28) 『護国寺日記』元禄十三年七月廿四日条。
- (29) 『護国寺日記』元禄十三年七月廿八日条。
- (30) 『護国寺日記』元禄十三年七月廿八日条。
- (31) 『護国寺日記』元禄十三年七月廿八日条。
- (32) 『護国寺日記』元禄十三年十二月十六日条。
- (33) 『護国寺日記』元禄十三年十二月十七日条。
- (34) 『護国寺日記』元禄十三年十二月廿八日条。
- (35) 『護国寺日記』元禄十三年九月廿八日条。
- (36) 『寛政重修諸家譜』第二十一巻(統群書類従完成会、一九六六)一〇七〜一〇八頁、『徳川実紀』第五篇(『改訂増補国史大系』吉川弘文館)元禄十二年閏九月二日条。
- (37) 『護国寺日記』宝永元年六月十七日条。
- (38) 『護国寺日記』宝永元年六月二十四日条。
- (39) 『護国寺日記』宝永元年七月三日条。
- (40) 『護国寺日記』宝永元年七月五日条。
- (41) 『護国寺日記』元禄十四年二月十八日条、二十四日条。
- (42) 『護国寺日記』宝永元年九月十六日条、十月四日条、十月十四日条、十月廿四日条、十月廿五日条。
- (43) 『護国寺日記』元禄十六年六月廿九日条。
- (44) 永島福太郎・林亮勝校訂『隆光僧正日記』第二巻(統群書類従完成会、一九七〇)元禄十六年七月四日条。
- (45) 拙稿前掲註(一)『高野山金剛三昧院所蔵「隆光口上覚書案」について』(二〇一六)。
- (46) 『護国寺日記』元禄十三年九月十日〜十三日条。
- (47) 塚本前掲註(19)、六二頁参照。
- (48) 『護国寺日記』宝永二年九月十四日条。
- (49) 拙稿前掲註(一)『高野山金剛三昧院所蔵「隆光口上覚書案」について』(二〇一六)。

取成しをしたことなどは一切触れられていない。

(29) 元禄期の清涼寺出開帳に関しては、塚本前掲註(19)により、その経緯や収支に至るまで詳らかにされているが、快意が

(34) ちなみに、本庄資俊の父本庄宗資は桂昌院の弟(異父兄弟)である(徳川婦女伝系十一「桂昌院殿」、『徳川諸家系譜』第一(統群書類従完成会、一九七〇)二二八頁参照)。つまり、桂昌院は資俊の伯母に当たり、両者の関係性は非常に近しく、実際に本庄氏は一族の多くが綱吉や桂昌院に取り立てられている。